



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
7 月 1 日 (火)
第 617 号

目 次

告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	555
○道路の区域の変更	556
○建築基準法による道路の位置指定	556

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	557
○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要	557

選挙管理委員会

○公職選挙法第161条第 1 項第 3 号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定	557
○公職選挙法第161条第 1 項第 3 号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し	558

正 誤

○令和 7 (2025) 年号外第 2 号中	558
○令和 7 (2025) 年号外第11号中	558
○令和 7 (2025) 年号外第21号中	558

告 示

栃木県告示第332号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和 7 (2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

産業労働観光部の部工業振興課の款に次のように加える。

サ プ ラ イ チェーン脱 炭素化モデ ル事業補助 金	1 県内のものづくり中堅企業者及び中小企業者が行う製品製造時の温室効果ガス排出量削減に向けた取組に要する経費の一部を補助することにより、本県ものづくり企業における脱炭素化モデルを創出し、県内企業への横展開を図ることで、県内企業の脱炭素化を促	製品製造時の温室効果ガス排出量削減に向けた取組に要する経費のうち次に掲げる経費 (1)設計に要する経費 (2)機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3)工事に要する経費 (4)調査・分析・指導に要する経費 (5)実証実験の委託に要する経費 (6)(1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	中堅企業者にあつては当該経費の 3 分の 1 以内、中小企業者等にあつては当該経費の 2 分の 1 以内。ただし、4,000,000 円を限度とする。	中 堅 企 業 者、中小企 業 者 等
---	--	---	---	---------------------------

	進する。 2 特定の製品製造工程で供給関係にある中堅企業者又は中小企業者の連携体が行う製品製造時の温室効果ガス排出量削減に向けた取組に要する経費の一部を補助することにより、サプライチェーン脱炭素化モデルを創出し、県内企業への横展開を図ることで、県内企業の脱炭素化を促進する。		中堅企業者にあつては当該経費の3分の1以内、中小企業者等にあつては当該経費の2分の1以内。ただし、1連携体あたり12,000,000円を限度とする。	
--	--	--	--	--

(工業振興課)

栃木県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和7（2025）年7月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和7（2025）年7月1日

栃木県知事 福田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須西郷線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
203	前A	那須郡那須町大字高久丙字大黒平2318-1 から 那須郡那須町大字高久丙字大黒平2328-1 まで	8.4 ～ 11.4	152.8	
	前B	那須郡那須町大字高久丙字大黒平2318-1 から 那須郡那須町大字高久丙字大黒平2328-1 まで	11.4 ～ 15.0	131.0	
	後	那須郡那須町大字高久丙字大黒平2318-1 から 那須郡那須町大字高久丙字大黒平2328-1 まで	11.4 ～ 15.0	131.0	

(道路保全課)

栃木県告示第334号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、栃木県県土整備部建築指導課に備え、縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

道 路 の 種 類	道 路 の 位 置	道 路 の 延 長 及 び 幅 員	指 定 年 月 日
法第42条第1項第5号 の規定による道路	栃木県真岡市久下田字上城1519-6、1520-6	延長 66.80m 幅員 6.00m	令和 7 (2025) 年 6 月16日

(建築指導課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第3項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第1項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を令和 7 (2025) 年 8 月 1 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルクさくら市氏家店
さくら市氏家3485-1 外
- 法第8条第1項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
さ くら 市	意 見 な し

○大規模小売店舗の新設の届出に係る県の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出に係る意見について通知したので、概要を次のとおり公告し、当該意見を令和 7 (2025) 年 8 月 1 日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルクさくら市氏家店
さくら市氏家3485-1 外
- 法第8条第4項の規定による意見の概要
意見なし

(経営支援課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

選挙管理委員会名	指 定 し た 施 設 の 名 称	指 定 し た 施 設 の 所 在 地
上三川町選挙管理委員会	上三川町ORIGAMIプラザ	河内郡上三川町大字上三川4173- 1

栃木県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

選挙管理委員会名	取 り 消 し た 施 設 の 名 称	取 り 消 し た 施 設 の 所 在 地
那須町選挙管理委員会	那須町農村婦人の家	那須郡那須町大字高久甲931- 1
	大島地区コミュニティセンター	那須郡那須町大字大島18- 1
	那須町富岡集落センター	那須郡那須町大字富岡599
	那須町寄居集落センター	那須郡那須町大字寄居1032- 1
	那須町稲沢地区集落センター	那須郡那須町大字稲沢978- 1
	那須町美野沢体育センター	那須郡那須町大字蓑沢495- 1

正 誤

発 行 番 号	ページ	行	正	誤
令 和 7 (2025) 年 号外第 2 号	6	下から 20及び 下から 19	第38条第 8 項各号	第38条第 8 号各号
令 和 7 (2025) 年 号外第11号	4	12	第 3 項	第 3 号
	24	6	34の項まで	35の項まで
令 和 7 (2025) 年 号外第21号	53	下から 22	<u>含む。）。。</u>	<u>含む。)</u>
		下から 20	<u>との</u>	<u>のとの</u>
	54	下から 22	<u>こと。</u>	<u>こと</u>
	55	下から 9	までの	までに
	57	下から 9	<u>次に掲げる職員</u>	次に掲げる職員
	70	下から 1	<u>第18条の 2 第 2 項</u>	<u>第19条の 2 第 2 項</u>